

(養護教諭一種免許状) 教育職員免許状取得のための課程

1. 教職課程とは

養護教諭の教職課程は、将来において教育職員（教員）になって、次代の社会を担う青少年の育成にたずさわろうとする学生のために、文部科学省の認可を受けて看護保健学部を設置された課程です。大学における教職課程は、正規の学習コースとして位置付けられていますが、卒業のための必須の課程ではありません。したがって、この課程を履修することは、学生の自主的な判断にまかされています。

養護教諭の免許状を取得するためには、看護保健学部の卒業に必要な科目の他に、「教育の基礎的理解に関する科目等」「養護に関する科目」「大学が独自に設定する科目（口腔保健学科のみ）」の単位を修得しなければなりません。さらに、「免許法施行規則に定める特定科目」（憲法・体育・外国語・情報などの関係科目「教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表」参照）の履修も義務づけられています。

確認事項として教職課程に関する科目は卒業要件の単位には含まれないことに留意ください。また、本学では養護実習をおこなうまでに履修条件を定めており、その要件を満たさなければ4年次で養護実習に行くことはできません。

2. 履修上の心構え

所定のすべての単位を修得して養護教諭免許状の交付が受けられても、地方自治体や各私立学校がおこなう教員採用試験に合格しなければ、教員には採用されません。近年の公立学校の教員採用人数によっては大変厳しいものがあります。教育職員免許状を単に資格のひとつとしてとらえることは、教育の軽視であり、実習校に多大な迷惑をかける結果となります。教職課程履修にあたっては、教員になろうとする強い意志と努力が必要です。実際に教職につくことを希望する人のみが履修するようにしてください。

なお、教職課程の履修には登録が必要です。また、教職課程の履修を途中で断念する場合は必ず保育・教職支援センターに申し出てください。

〈教職課程継続条件〉

2年次末の通算 GPA が 2.5 以上であること。3年次以降は 2.5 を維持できなければ継続を不可とする。

3. 教職課程履修者に対する連絡

教職課程履修者への連絡も通常どおり、すべて掲示板でおこないます。各種説明会に欠席した場合は課程継続の意思がないものと見なします。掲示を見ていなかったために欠席した場合も、同様に継続意思がないと見なされます。資格に関する掲示板には、十分注意してください。

4. 必要な費用

養護実習参加時に、実習校に対する養護実習委託費や保険料等が必要です。また、免許申請時には所定の申請料が必要です。詳細は、説明会・掲示板等でお知らせします。

5. 免許状の種類および教科

本学で取得可能な養護教諭の免許状は、「養護教諭一種免許状」です。

6. 養護実習

(1) 養護実習とは

養護実習は、本学の教職課程に定めるすべての履修条件を満たした人が、最終年次（4年次）でおこなう教育現場での実習です。実習先となる小学校・中学校または高等学校において、学校教育と学校保健、保健室経営や養護活動全般について実習します。また、実際に教壇に立ち授業を実施したり、学級運営や生徒指導、保健指導、さらにはクラブ活動などの校務全般にわたり実習をおこなうことになります。

したがって、資格取得のみを目的とした中途半端な気持ちで実習に参加することは、児童生徒のみならず実習校全体に多大な迷惑をかけることとなりますので、その点を十分に認識のうえ実習に取り組むよう心掛けてください。

・養護実習履修要件

3年次後期までに開講された教職課程科目の「教育の基礎的理解に関する科目等対応表」「養護に関する科目対応表」「大学が独自に設定する科目対応表（口腔保健学科のみ）」「教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表」の単位を、修得していることを原則とする。

(2) 実習上の留意事項

- ① 実習前および実習期間中は常に体調管理に気を配り、遅刻、欠席することのないようにすること。

- ② 担当する保健指導や授業については、事前に十分な教材研究をおこない、自信をもって臨むこと。
- ③ 児童生徒からの質問や相談については、誠実に対応すること。また、自分で解決できない問題を抱えた時は、ただちに指導教諭に相談すること。
- ④ 実習校の教育方針にしがたい、校務についても積極的に参加すること。
- ⑤ 実習先ならびに指導教諭には多大な配慮をいただいていることに、常に感謝の念を持って真摯に実習に取り組むこと。

(3) 実習年次および期間について

養護実習は原則として4年次の前期（5～9月）に、小学校・中学校または高等学校において、3週間の実習をおこなうことになります。

(4) 実習校について

実習校の選定については、実習前年度の3年次からおこないます。実習校については、受け入れ人数に制限があるだけでなく、受け入れ側の教育方針、指導計画の下に実習が実施されます。したがって実習期間・配属学年・学級等については、すべて実習校の指示にしたがわなくてはなりません。

(5) 実習受け入れの条件

実習生の受け入れに下記のような条件を設けている実習校や教育委員会がありますので、必ず事前に各自で確認してください。

- ① 自校卒業生で、教員志望の明確な者に限る。
- ② 教員採用試験を受験すること、もしくは受験予定のこと。
- ③ 実習期間中の就職活動は認めない。
- ④ 事前に健康診断書を提出すること。

(6) 実習説明会

3年次の4月に、養護実習の概要や実習校依頼手続きなどについて説明会をおこないますので、必ず参加してください。

7. 教職課程の流れ（養護教諭免許状取得まで）

年次	時期	スケジュール
1年次	4月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●教職課程履修希望者対象説明会（オリエンテーション時） ●教職課程履修登録カードの提出
2年次	4月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●教職課程履修者対象説明会（オリエンテーション時）
3年次	4月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●教職課程履修者対象説明会（オリエンテーション時） 教育実習の概要 教育実習の依頼および手続きの流れについて ●養護実習校への依頼、訪問（7月末まで）
4年次	4月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●教職課程履修者対象説明会（オリエンテーション時）
	4月初旬～	<ul style="list-style-type: none"> ●（都道府県・政令指定都市）教員採用試験出願開始
	4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ●養護実習費の納入 ●養護実習事前オリエンテーション（実習校にて）
	5月～9月末	<ul style="list-style-type: none"> ●養護実習開始
	7月～	<ul style="list-style-type: none"> ●（都道府県・政令指定都市）教員採用試験
	11月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●教育職員免許状一括申請説明会
	11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ●教育職員免許状申請代納入
	卒業式当日	<ul style="list-style-type: none"> ●教育職員免許状授与（卒業式終了後、学科控え室にて）

- 学生生活
- 国際交流センター
- 宗教部
- 就職部
- 教育・研究支援センター
- 図書館
- メディアセンター
- 3つの教育方針
- 履修の手引き
- 共通科目
- 国際英語学科専門科目
- 日本文化学科専門科目
- 情報メディア学科専門科目
- こども教育学科専門科目
- 心理学科専門科目
- 食文化学科専門科目
- 管理栄養学科専門科目
- 看護学科専門科目
- 口腔保健学科専門科目
- 取得可能資格一覧
- 教職課程
- 司書教諭 司書課程
- その他資格
- 規則・規程
- キャンパスマップ

養護教諭一種免許状

【看護学科】

教育職員免許取得のための必要最低修得単位数

教育職員免許法規定	
所要資格	免許状の種類
基礎資格	養護教諭一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目等	学士の学位を有すること
養護に関する科目	21
大学が独自に設定する科目	28
合計単位数	7
	56

本学規定	
所要資格	免許状の種類
基礎資格	養護教諭一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目等	学士の学位を有すること
養護に関する科目	29
大学が独自に設定する科目	31
合計単位数	60

教職課程科目 法定指定科目と本学開設科目との対応表

資格要件科目

卒業要件欄	○：卒業要件に含まれる
	×：卒業要件に含まれない
単位 / 履修区分	必修・選択必修・選択は資格に対しての区分である

教育の基礎的理解に関する科目等対応表

施行規則に定める科目区分等	本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	備考	
		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2			講義	○				×	2年次末までに修得しなければ教職課程継続不可。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	教師論	2			講義	○				×	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2			講義			○		×	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2			講義		○			×	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2			講義		○			×	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2			講義		○			×	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育の理論と方法	2			講義		○			×	
	特別活動・総合的な学習の指導法	特別活動・総合的な学習の指導法	2			講義		○			×	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術及び情報通信技術の活用	2			講義		○			×	情報科目の「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」を修得後に履修すること。
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2			講義		○			×	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校カウンセリング	2			講義		○			×	3年次末までに修得すること。
教育実習	養護実習	5			実習				○	×	事前事後指導1単位を含む。	
教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2			演習				○	×		

養護に関する科目対応表

施行規則に定める科目区分等		本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年		
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	衛生学	2			講義	○				○	2年次末の通算GPAが2.5以上でなければ履修不可。 配当年次で修得すること
		公衆衛生学	2			講義		○			○	
	学校保健	学校保健	2			講義	○				○	
	養護概説	養護概論	2			講義			○		○	
	健康相談活動の理論及び方法	健康相談の理論及び方法	2			講義		○			○	
	栄養学 (食品学を含む。)	栄養学	2			講義	○				○	
	解剖学及び生理学	形態機能論 I	2			講義	○				○	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	免疫・微生物学	2			講義	○				○	
		薬理学	2			講義	○				○	
	精神保健	精神保健学	2			講義		○			○	
	看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	看護学概論	2			講義	○				○	
		小児看護援助論	2			演習			○		○	
		基礎看護学実習 II	2			実習		○			○	
小児看護学実習		2			実習			○		○		
	急性期看護学実習	3			実習			○		○		

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 関係科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分	本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	備考
		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年		
日本国憲法	日本国憲法	2			講義	○				○	配当年次で修得すること
体育	健康とスポーツ (実技)	1			実技	○				○	
	健康とスポーツ (理論)	2			講義	○				○	
外国語コミュニケーション	英語会話 I	1			演習	○				○	
	英語会話 II	1			演習	○				○	
情報機器の操作	情報処理演習 I	1			演習	○				○	
	情報処理演習 II	1			演習	○				○	

養護実習履修要件

3年次後期までに開講された教職課程科目の「教育の基礎的理解に関する科目等対応表」「養護に関する科目対応表」「大学が独自に設定する科目対応表 (口腔保健学科のみ)」「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 関係科目対応表」の単位を修得していることを原則とする。

・養護実習が修得できなかった場合、「教職実践演習 (養護教諭)」を履修することができない。

〈教職課程継続条件〉

2年次末の通算 GPA が 2.5 以上であること。3年次以降は 2.5 を維持できなければ継続を不可とする。

養護教諭一種免許状

【口腔保健学科】

教育職員免許取得のための必要最低修得単位数

教育職員免許法規定	
所要資格	免許状の種類
基礎資格	養護教諭一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目等	21
養護に関する科目	28
大学が独自に設定する科目	7
合計単位数	56

本学規定	
所要資格	免許状の種類
基礎資格	養護教諭一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目等	29
養護に関する科目	35
大学が独自に設定する科目	5
合計単位数	69

教職課程科目 法定指定科目と本学開設科目との対応表

資格要件科目

卒業要件欄	○：卒業要件に含まれる
	×：卒業要件に含まれない
単位 / 履修区分	必修・選択必修・選択は資格に対しての区分である

教育の基礎的理解に関する科目等対応表

施行規則に定める科目区分等	本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	備考	
		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2			講義	○				×	2年次末までに修得しなければ教職課程継続不可。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	教師論	2			講義	○				×	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2			講義			○	○	×	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2			講義		○			×	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2			講義		○			×	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2			講義		○			×	
等 指導法及び生徒指導、教育相談の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育の理論と方法	2			講義		○			×	
	特別活動・総合的な学習の指導法	特別活動・総合的な学習の指導法	2			講義		○			×	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術及び情報通信技術の活用	2			講義		○	○	○	×	情報科目の「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」を修得後に履修すること。
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2			講義		○			×	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校カウンセリング	2			講義		○			×	3年次末までに修得すること。
教育実習	養護実習	5			実習				○	×	事前事後指導1単位を含む。	
教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2			演習				○	×		

養護に関する科目対応表

施行規則に定める科目区分等		本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年		
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	衛生学	2			講義	○				○	
		公衆衛生学	2			講義		○			○	
		口腔衛生学Ⅰ	2			講義	○				○	
	学校保健	学校保健	2			講義		○			○	
		地域歯科保健実習Ⅲ(教育機関)	1			実習				○	○	
	養護概説	養護概論	2			講義			○		○	
	健康相談活動の理論及び方法	健康相談の理論及び方法	2			講義			○		○	
	栄養学(食品学を含む。)	栄養と代謝	2			講義	○				○	
	解剖学及び生理学	解剖学・組織発生学	2			講義	○				○	
		生理学	2			講義	○				○	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	免疫・微生物学	2			講義	○				○	
		薬理学・歯科薬理学	2			講義		○			○	
	精神保健	精神保健学	2			講義		○			○	
		看護学概論	2			講義		○			○	
		公衆衛生看護学	2			講義			○		○	
		健康教育論	2			講義		○			○	
		看護技術演習	2			演習			○		○	
	看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	臨床看護実習	2			実習			○		○	

大学が独自に設定する科目対応表

施行規則に定める科目区分等		本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年		
大学が独自に設定する科目	歯科健康教育	2			演習			○		○	これら2科目から1科目2単位選択必修。	
	発達段階と食育		2		講義		○			○		
	学校保健と口腔保健学		2		講義		○			○		
	学校救急法演習	1			演習			○		×		

教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表

免許法施行規則に定める科目区分		本学設置 授業科目名	単位 / 履修区分			授業形態	配当年次				卒業要件	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択必修	選択		1年	2年	3年	4年		
日本国憲法	日本国憲法	2			講義	○				○	配当年次で修得すること	
体育	健康とスポーツ(実技)	1			実技	○				○		
	健康とスポーツ(理論)	2			講義	○				○		
外国語コミュニケーション	英語会話Ⅰ	1			演習	○				○		
	英語会話Ⅱ	1			演習	○				○		
情報機器の操作	情報処理演習Ⅰ	1			演習	○				○		
	情報処理演習Ⅱ	1			演習	○				○		

養護実習履修要件

3年次後期までに開講された教職課程科目の「教育の基礎的理解に関する科目等対応表」「養護に関する科目対応表」「大学が独自に設定する科目対応表(口腔保健学科のみ)」「教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表」の単位を修得していることを原則とする。
 ・養護実習が修得できなかった場合、「教職実践演習(養護教諭)」を履修することができない。
 (教職課程継続条件)
 2年次末の通算GPAが2.5以上であること。3年次以降は2.5を維持できなければ継続を不可とする。